# メイプルかめだ２号館

## 自立訓練（生活訓練） 料金表

１．施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×10.17 円（1 単位あたりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には９０％が代理受領額、１０％が自己負担額となります。

①基本サービス費（訓練等給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

| 請求区分 | 請求単位<br>（単位/日） | 請求額<br>（円／日） |
|---|---|---|
| 自立訓練（生活訓練）<br>サービス費（Ⅰ） | 776 | 7,891 |

・定員 20 人以下の給付費単価となっております

②各種加算

※　部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります。

| 加算項目 | | 請求単位<br>（単位/日） | 請求額<br>（円／日） |
|---|---|---|---|
| 1 | 福祉専門職員配置等加算Ⅰ | 15 | 152 |
| 2 | 初期加算 | 30 | 305 |
| 3 | 利用者負担上限額管理加算 | 150 | 1,525 |
| 4 | 福祉介護職員処遇改善加算Ⅰロ | 月の総単位数×171／1,000（単位） | |

1.常勤の生活支援員等のうち社会福祉士等、国家資格所持者を３５％以上配置

2.利用開始日から起算して３０日以内の期間について算定

3.事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の１割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて１か月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が２割軽減されます。

| 所得を判断する際の世帯の範囲 | |
|---|---|
| 種　別 | 世帯の範囲 |
| １８歳以上の障がい者<br>（施設に入所する１８、１９歳を除く） | 障がいのある方とその配偶者 |

| 区　分 | 対　　象　　者 | 負担上限月額 |
|---|---|---|
| 生活保護 | 生活保護世帯 | ０円 |
| 低所得 | 市民税非課税世帯 | ０円 |
| 一般１ | 市民税課税世帯（年収概ね６００万円以下） | ９,３００円 |
| 一般２ | 一般１以外の課税世帯 | ３７,２００円 |

## ２．食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として記載の金額を頂きます。

| | |
|---|---|
| 食事代（昼食） | 実費 |
| 行事食 | 実費 |
| 日常生活上必要な諸費用 | 実費 |
| 教養娯楽費等 | 実費 |

令和８年６月１日現在